

# 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

対象：楡形総合公園ゲートボール場

## 1 3密の回避

### (1) 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ① 原則として最低 2mは確保する。
- ② 原則として運動時は呼気の影響を避ける位置取りをする。
- ③ 受付は、代表者 1 名により行うこと
- ④ 原則として近距離での会話や発声を避け、ベンチ等の共用スペースでは、感染防止の為、十分な距離を確保し利用する。
- ⑤ 休憩の際は、他の人との間隔を 2m以上確保する。
- ⑥ 原則として接触スポーツは制限する。

### (2) 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ① 場内へは、選手及び関係者以外の入場を禁止する
- ③ 原則として観客席の使用は禁止する。使用する際は、主催者の責任で、ソーシャルディスタンスを保つなど密集の回避を徹底すること
- ④ 場内に限らず、公園内でも、集合、ミーティングなどは極力避け、密接、密集を回避する。また、利用が済んだ後は速やかに帰宅する。

### (3) 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

一人あたりの必要換気量を確保する。換気設備のある施設については換気設備を常に稼働し、必要換気量が確保できない場合は、30分に1回以上、5分程度、2方向の窓を全開にして、必要換気量を確保する。

## 2 その他の感染防止対策

### (1) マスクの着用

職員はマスク着用を遵守するとともに、利用者にマスク着用の協力をお願いする。受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用し、運動中マスクを外す場合は、適切な距離をとるようにする。

### (2) 手洗い・手指消毒

- ① 消毒液を設置し職員は定期的に、利用者は、入場まえに手指消毒の実施を徹底する。
- ② 手洗いは30秒以上行う。
- ③ 職員はこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施し、利用者にも同様の協力を求める。

### (3) 体調チェック

- ① 職員に対して、出勤前に検温させ、業務開始前に体調確認を行う。発熱、風邪症状、嘔吐、下痢等の症状があれば、出勤を停止する。
- ② 利用者は、原則として、入場時に体調確認、検温を行う。
- ③ 職員及び利用者は、利用前2週間における、つぎの事項の有無を確認し、該当する場合は、利用停止とし、帰宅する。
  - ア 体調が良くない場合。発熱（37.5℃以上）や軽度であっても風邪症状、嘔吐、下痢、咳、咽頭痛などの症状がある場合。
  - イ 咳、のどの痛みなどの風邪の症状。
  - ウ だるさ（倦怠感）、息苦しさ。（呼吸困難）
  - エ 嗅覚や味覚の異常。
  - オ 体が重く感じる、疲れやすい等。
  - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無。
  - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
  - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。

- ④ 施設利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

### (4) トイレの衛生管理

- ① 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、管理者が定期的に清拭消毒を行う。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すようにする。
- ③ 複数ある小便器は、1つおきに使用する。

### (5) 供用する際のリスク軽減

- ① ベンチ等の供用スペースでは、感染防止の為、十分な距離を確保し利用する。
- ② 供用する備品等は、定期的に消毒を行う。
- ③ 清拭消毒が難しい備品等については、貸出を行わない。
- ④ 共通のタオルの使用を禁止する。

### (6) 清掃・消毒

- ① 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用アルコールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて定期的に清拭消毒する。（競技用備品、椅子、机、スイッチ、ドアノブ、手すり、蛇口等）
- ② 鼻水や唾液等が付いたゴミは、ビニール袋に密閉し処理をする。
- ③ ゴミを回収する際はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石鹸で手を洗う。
- ④ ゴミについては、出した者・団体の責任で持ち帰る。

### 3 楡形総合公園ゲートボール場については、次のように制限をする

(1) 開放時間について

午前9：00から午後22：00（準備・片付け・消毒含む）

(2) 利用について

ア 山梨県内の団体に限る

イ 最大利用人数は250人までとする（観客席含む）

ウ アに掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ南アルプス市都市計画課の承認を得て適当と認めた団体

(3) 利用者名簿及びチェックリストの作成・確認

利用団体は氏名・住所・連絡先のわかる利用者名簿（観客席利用者も含む）を作成し、保管して置き、市及び保健所等から要請があればすぐに提出すること。感染拡大予防ガイドラインに基づき、利用団体代表者は、利用後にガイドラインチェックリストを記入し、提出すること。

(4) その他

上位の組織及び協会が示している感染拡大予防対策ガイドラインも併せて確認を行い、適切な活動を行うこと。示されていない場合については、感染拡大予防対策や指針について情報を収集し、感染拡大予防対策に配慮すること。

## 誓約書

令和 年 月 日

公益財団法人南アルプス市体育協会  
会 長 様

団体名

住 所

氏 名

④

貴団体の管理施設（ゲートボール場）使用許可申請をいたします。使用に際しましては、次の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 市条例、当該「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」及び令和2年5月14日付けスポーツ庁発行の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を遵守します。
- 2 利用後には、チェックリストを施設管理者に提出します。また、利用者名簿を利用日から2週間保管します。
- 3 利用者の中から、施設利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告します。

[参考ホームページ]

スポーツ庁ホームページ

（スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて）

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\\_00021.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html)

南アルプス市体育協会ホームページ

<http://www.minami-alps-sports.or.jp/>